

資料2 参考資料

〈目次〉

- 郵便等による不在者投票の対象者 1
- 郵便等投票の対象となる障害の程度等を有する者 4
- 郵便等投票の対象者の考え方について 5
- 要介護度と日常生活自立度の関係 8
- 基本調査項目について 11
- 要介護3～5の者の基本調査項目の結果 12
- 郵便等投票における公正確保について 15
- 昭和26年統一地方選挙における不正投票の事例 17
- 参照条文 18

郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています（平成16年3月より対象者が拡大されました）。

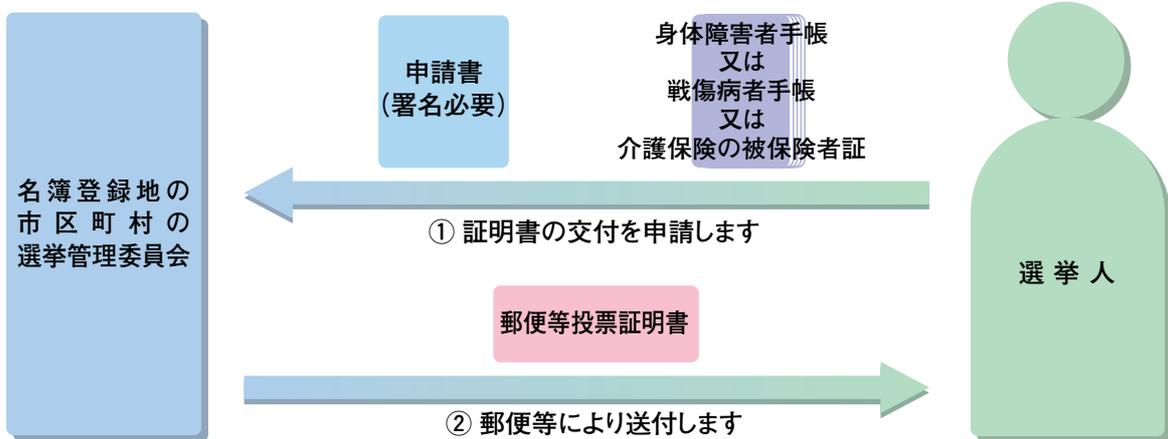
身体障害者手帳	障害名	障害の程度			備考	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				備考	介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級				特別項症	第1項症	第2項症	第3項症			
○	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。	○	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。	○	「要介護5」
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○			
	免疫、肝臓の障害	○	○	○				○	○	○	○			

郵便等による不在者投票の手続

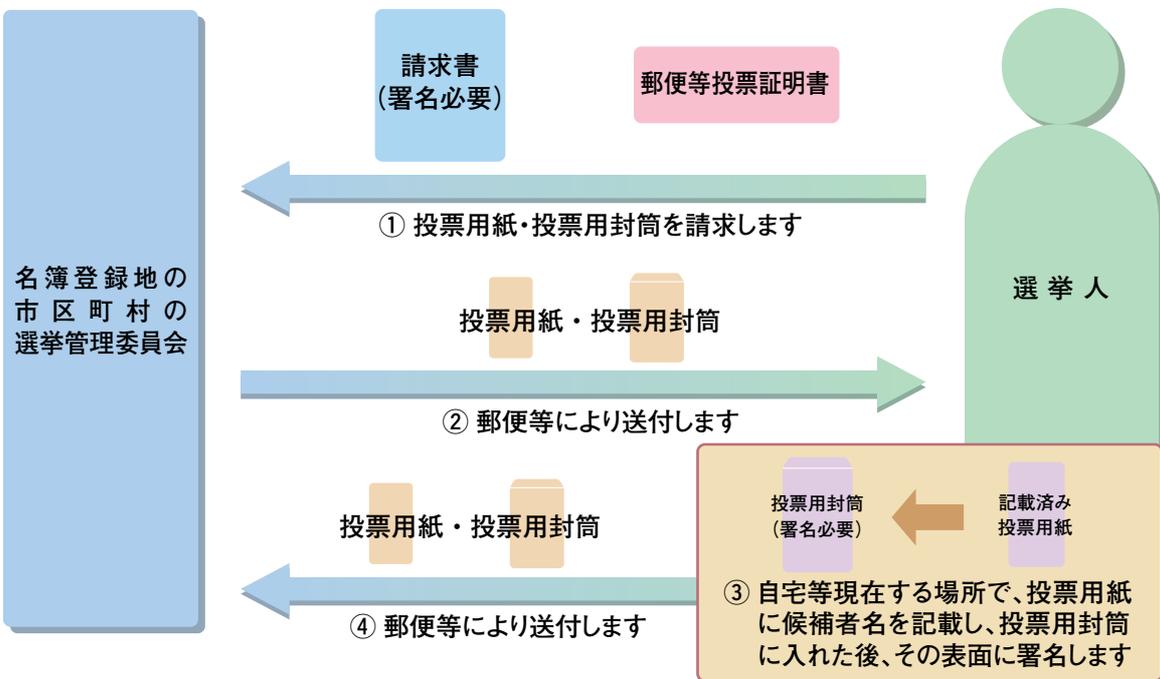
郵便等による不在者投票の手続は次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

1 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。



2 投票手続



郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人(左ページ参照)で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障害のある方(○印の該当者)は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)に投票に関する記載をさせることができます(平成16年3月より制度が導入されました)。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度	備考	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度			備考
		1級				特別項症	第1項症	第2項症	
	上肢、視覚の障害	○	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。		上肢、視覚の障害	○	○	○	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

※上肢、視覚の障害が1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人(左ページ参照)でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。

郵便等による不在者投票における代理記載制度の手続

代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請(左ページ参照)に加えて、あらかじめ次の**1**及び**2**の手続を行っておく必要があります。これらの手続は同時に行うことが可能です。また、代理記載の方法による投票手続は**3**のとおりです。

1 代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続

郵便等投票証明書に代理記載の方法による投票を行うことができる選挙人である旨の記載を受けます。

① 記載の申請をします

② 郵便等により送付します

※この手続を郵便等投票証明書の交付申請と同時に進行する場合には、郵便等投票証明書の交付申請書への署名は不要です。

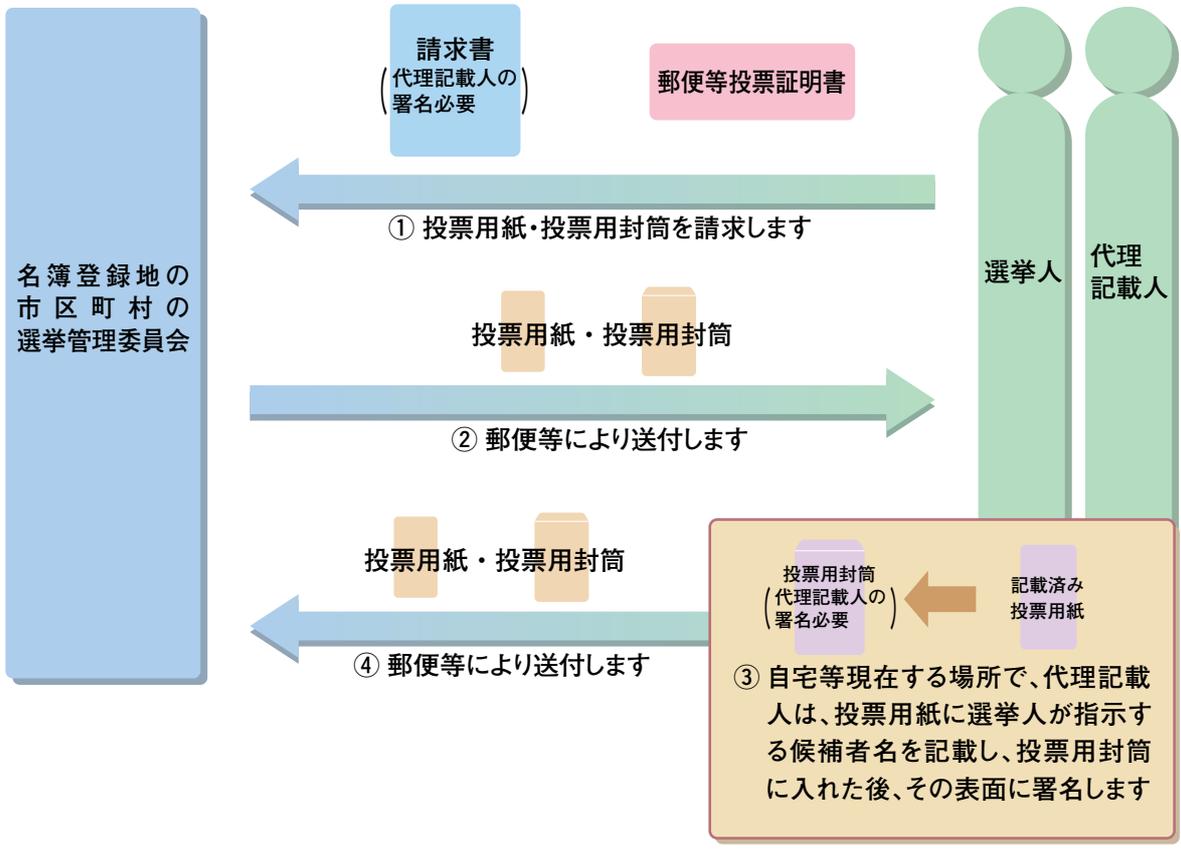
2 代理記載人となるべき者の届出の手続

選挙人に代わって投票に関する記載を行う「代理記載人」となるべき者を届け出ます。

① 代理記載人の届出をします

② 郵便等により送付します

3 代理記載の方法による投票手続



罰 則

代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

施 行

以上の内容は、平成16年3月1日から施行されています。



明るい選挙のイメージキャラクター
選挙のめいすいくん

詳しくは、総務省、都道府県・市区町村の選挙管理委員会、明るい選挙推進協会にお問い合わせください。

総務省・(財)明るい選挙推進協会

郵便等投票の対象となる障害の程度等を有する者

(単位:人)

身体障害者 (18歳以上)	1,647,115
戦傷病者 (心臓、じん臓等の障害は第4項症を含む)	244
要介護者(要介護5)	606,257
計	2,253,616

[参考]要介護者(要介護4)	754,672
[参考]要介護者(要介護3)	819,422
[参考]要介護者(要介護2)	1,089,301
[参考]要介護者(要介護1)	1,231,854

※身体障害者及び戦傷病者については平成27年3月末現在、要介護者については平成28年6月末現在。

※「平成26年度 福祉行政報告例」及び「介護保険事業状況報告(暫定)平成28年6月分」参照。

郵便等投票による投票実績

(単位:人)

	平成24年衆	平成25年参	平成26年衆	平成28年参 ※速報値
比例代表	26,745	26,991	23,054	23,817
選挙区	26,531	26,910	22,907	23,747

郵便等投票証明書の交付状況

(単位:件)

	平成24年衆	平成25年参	平成26年衆	平成28年参 ※速報値
	38,965	40,008	33,980	33,735

※選挙期日当日において、有効期限内のもの件数。

郵便等による不在者投票制度の経緯及び対象者の考え方

1 公職選挙法制定以前

昭和22年の制定時の地方自治法では、地方選挙について、「従事する職務若しくは業務又は疾病その他政令の定める事由に因り」投票ができない選挙人は命令の定める方法で投票できるものとする不在者投票の規定を設け、地方自治法施行令では、不在者投票の主体を①「投票区の区域外で仕事に従事する者」、②「やむを得ない事情で選挙日当日に投票区の区域外にいる者」及び③「疾病・負傷・妊娠・不具・産褥のため歩行が著しく困難な者」とし、そのうち②・③に該当する選挙人に在宅投票を認め、自宅からの郵便投票を可能とした。

また、昭和23年に衆議院議員選挙法の一部改正が行われ、衆議院議員選挙法施行令により、「疾病・負傷・妊娠若しくは産褥にあるため歩行著しく困難なる者」に在宅投票が認められた。

2 昭和25年 公職選挙法制定時

在宅投票も不在者投票の一形態として認められていた。(昭和22年地方自治法・同法施行令及び昭和23年衆議院議員選挙法及び同法施行令から引き継ぐ)

<当時の仕組み>

- ① 一定の重度身体障害者に限らず、疾病等のために歩行が著しく困難であることについての医師等の証明書が提出されれば可能であった。
- ② 投票用紙の請求については、本人以外に同居の親族が請求することができ、投票の記載についても、身体の故障によって自書できない場合は、代理記載も可能(選挙管理委員会への届出など一切の手続不要)であった。
- ③ 投票用紙の送付については、郵送によらず、同居の親族が提出することも可能であった。

3 昭和26年4月統一地方選挙における問題

在宅投票制度において、病気と偽っての在宅投票や、同居の親族ではない第三者が本人の知らない間に請求を行ったり、本人の知らない間に第三者が勝手に記載したこと等により当選者全員の当選が無効となった例もあるなど、数多くの選挙犯罪や選挙争訟が発生するに至った。

(争訟件数1,025件、うち不在者投票に係るもの241件(24%))

→ 昭和27年 在宅投票制度を廃止

4 昭和49年の郵便投票制度の創設

昭和27年の在宅投票制度廃止後、事実上選挙権の行使が困難となった在宅重度身体障害者等を中心に復活を望む声が次第に高まり、国会等においても議論がされたことから、政府提案により、身体障害者手帳に一定以上の重度障害者であると記載されている者等への対象者の限定、郵便投票証明書の活用、投票用紙の本人への直接送付、自書主義及び署名等の不正防止手段を講じ、再び制度化された。

<対象者の考え方> (『選挙』昭和49年8月号)

今回の郵便による不在者投票制度の対象者は、以上のような観点から、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者であって政令で定める程度の身体の障害を有するものとした。この政令の制定は今後の問題であるが、政府は国会審議の過程において、この範囲については、歩行困難な者という観点からたとえば下肢・体幹の障害にあっては一級又は二級に該当するような重度の障害を有するものを考えており、その該当者は厚生省の調査によれば全国でおよそ10万人程度と推定されると説明している。

制度立案の過程においては、広く一時的歩行困難者やいわゆる寝たきり老人等を含めて慎重に検討したのであるが、(1) 傷病等による一時的歩行困難者を対象とすれば、その認定は医師等によらざるをえないが、一時的歩行困難についての明確な基準がないことや過去の経緯にかんがみ、選挙の公正の確保に自信が持てないこと、(2) 長期的歩行困難者には大別して重度の身体障害者と寝たきり老人等があるが、寝たきり老人等については、現在制度上統一的基準はなく、また実態も必ずしも把握されていない状況では、公正な認定が期せられないこと等を考慮し、選挙の公正を確保するためには、身体障害者手帳等専門的機関によって判定され公的に証明されたものによって対象者を認定することが適当であると判断したわけである(もちろん寝たきり老人等の中でも身体障害者手帳の交付を受けている者や受けられる者は対象となりうるわけである。)。

5 平成15年の郵便投票制度の改正

A L S患者に対する東京地裁判決(郵便等投票に代理記載を認めていなかった制度を違憲とするもの)を契機に、難病者等の投票機会の拡大を図ることが急務との問題意識の下、与党選挙制度改革協議会において協議が行われ、その後、与野党で協議が行われた結果、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提案により改正が行われた。

<改正内容>

郵便等による不在者投票をすることができる者として、介護保険法第7条第3項に規定する要介護者で被保険者証に要介護5として記載されている者を加えるとともに、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で自ら投票の記載をすることができないものとして上肢・視覚に一定以上の障害のある者は、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た代理記載人をして投票に関する記載をさせることができるものとされた。

<対象者の考え方> (『選挙時報』平成16年2月号)

- 郵便等投票の対象者については、昭和四十九年の郵便投票の創設時において、過去在宅投票の事由に該当するかどうかの証明の段階で多くの不正が発生した経緯を踏まえ、身体の障害の程度が専門的機関によって慎重に判定され、公的に証明されたものによって対象者を定めることが適当と判断されたところである。したがって、郵便等投票の対象者を拡大する場合も、その身体の障害の程度が公的に証明されたものであることが必要であり、近年、増加傾向にある寝たきり老人についても、そのような観点から、何らかの公的な制度が活用できないか検討が行われてきたところである。
- 介護保険の要介護認定の基準は、介護のために必要な時間数に応じて区分が設けられている。一方、選挙権の行使に関して郵便等投票の対象となるか否かの判定は、投票所に向くことが物理的に可能かどうかという観点のものであるため、一般的に介護保険の要介護状態を郵便等投票の対象者の認定等にそれを活用することには慎重な検討が必要であるとされてきたところである。
- しかしながら、介護保険制度が導入され、3年間の経過し、実際に要介護認定を受けた要介護者の寝たきり度を詳細に検討してみると、生活自立と表現されるランクJの者は、要介護3までの者には存在するものの、要介護4以上の者には存在せず、更に、準寝たきりと表現されるランクAの者は要介護4でも10%存在するのに対し、要介護5に至ってはわずか1%しか存在しない。要介護認定等基準時間が最も高い要介護5の者を寝たきり度で分類すれば、99%が寝たきりと表現されるランクB及びCに分類され、ランクAに分類される1%の者も全て寝たきりの度合いが高いランクA2に位置付けられているものである。そうすると、要介護の認定基準は、確かに介護のために必要な時間数に応じた区分に過ぎないが、認定の実態を見ると、少なくとも要介護5の者については、典型的に物理的に投票所まで行くことができない者と判断することが可能とも考えられる。
- 改正法の規定ぶりについては、改正前の法第49条第2項の身体障害者等の規定ぶりに準じて、政令委任されたところであるが、最初に述べたとおり、郵便等投票の対象者である「選挙人で身体に重度の障害があるもの」の定義規定の中に従来身体障害者又は戦傷病者に加え「介護保険法第7条第3項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるもの」が規定されている。これは、郵便等投票の対象者については、物理的に投票所まで行くことができない者＝選挙人で身体に重度の障害があるものを対象とするこれまでの考え方は変更せず、あくまでも、そのような者の範囲内で新たな対象者を拡大していこうという考え方に基づくものである。

要介護度と日常生活自立度の関係

要介護度と日常生活自立度の関係（平成27年度中）

		要介護度							
		非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
障害高齢者の 日常生活自立度	自立	5.9%	0.9%	0.3%	0.8%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%
	J1	23.3%	14.5%	6.2%	2.5%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%
	J2	48.5%	52.2%	35.4%	22.9%	8.2%	2.3%	0.3%	0.1%
	A1	13.1%	20.7%	32.7%	34.0%	29.0%	17.2%	4.0%	1.0%
	A2	8.7%	11.3%	23.6%	34.1%	41.6%	30.9%	8.9%	2.1%
	B1	0.2%	0.3%	1.7%	5.4%	16.7%	23.0%	9.8%	2.0%
	B2	0.1%	0.0%	0.1%	0.3%	3.3%	24.6%	57.7%	37.6%
	C1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	1.4%	8.1%	10.3%
	C2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	11.1%	47.0%
	B1～C2計	0.4%	0.3%	1.7%	5.7%	20.2%	49.3%	86.7%	96.9%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

要介護度と日常生活自立度の関係（平成15年）

		要介護度						
		自立	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
日常生活自立度 （当時は 障害老人自立度）	自立	22%	1%	0%	0%	0%	0%	0%
	J1	45%	22%	6%	1%	0%	0%	0%
	J2	31%	55%	32%	9%	5%	0%	0%
	A1	1%	15%	33%	27%	16%	3%	0%
	A2	1%	6%	24%	39%	25%	7%	1%
	B1	0%	0%	4%	20%	24%	10%	1%
	B2	0%	0%	0%	4%	25%	49%	15%
	C1	0%	0%	0%	0%	4%	19%	13%
	C2	0%	0%	0%	0%	0%	12%	69%
	B1～C2計	0%	0%	4%	24%	53%	90%	99%
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

(1) 判定の基準

調査対象者について、調査時の様子から下記の判定基準を参考に該当するものに○印をつけること。
なお、全く障害等を有しない者については、自立に○をつけること。

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランク C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

※判定に当たっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

(2) 判定にあたっての留意事項

この判定基準は、地域や施設等の現場において、保健師等が何らかの障害を有する高齢者の日常生活自立度を客観的かつ短時間に判定することを目的として作成したものである。

判定に際しては「～をすることができる」といった「能力」の評価ではなく「状態」、特に『移動』に関わる状態像に着目して、日常生活の自立の程度を4段階にランク分けすることで評価するものとする。なお、本基準においては何ら障害を持たない、いわゆる健常高齢者は対象としていない。

4段階の各ランクに関する留意点は以下のとおりである。

朝昼夜等の時間帯や体調等によって能力の程度が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

【ランクJ】

何らかの身体的障害等を有するが、日常生活はほぼ自立し、一人で外出する者が該当する。なお”障害等”とは、疾病や傷害及びそれらの後遺症あるいは老衰により生じた身体機能の低下をいう。

J-1 はバス、電車等の公共交通機関を利用して積極的にまた、かなり遠くまで外出する場合が該当する。

J-2 は隣近所への買い物や老人会等への参加等、町内の距離程度の範囲までなら外出する場合が該当する。

【ランクA】

「準寝たきり」に分類され、「寝たきり予備軍」ともいうべきグループであり、いわゆる house-bound に相当する。屋内での日常生活活動のうち食事、排泄、着替に関しては概ね自分で行き、留守番等をするが、近所に外出するときは介護者の援助を必要とする場合が該当する。

なお”ベッドから離れている”とは”離床”のことであり、ふとん使用の場合も含まれるが、ベッドの使用は本人にとっても介護者にとっても有用であり普及が図られているところでもあるので、奨励の意味からベッドという表現を使用した。

A-1 は寝たり起きたりはしているものの食事、排泄、着替時はもとより、その他の日中時間帯もベッドから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する場合が該当する。

A-2 は日中時間帯、寝たり起きたりの状態にはあるもののベッドから離れている時間の方が長い、介護者がいてもまれにしか外出しない場合が該当する。

【ランクB】

「寝たきり」に分類されるグループであり、いわゆる chair-bound に相当する。B-1 と B-2 とは座位を保つことを自力で行うか介助を必要とするかどうかで区分する。日常生活活動のうち、食事、排泄、着替のいずれかにおいては、部分的に介護者の援助を必要とし、1日の大半をベッドの上で過ごす場合が該当する。排泄に関しては、夜間のみ”おむつ”をつける場合には、介助を要するものとはみなさない。なお、”車いす”は一般のいすや、ポータブルトイレ等で読み替えても差し支えない。

B-1 は介助なしに車いすに移乗し食事も排泄もベッドから離れて行う場合が該当する。

B-2 は介助のもと、車いすに移乗し、食事または排泄に関しても、介護者の援助を必要とする。

【ランクC】

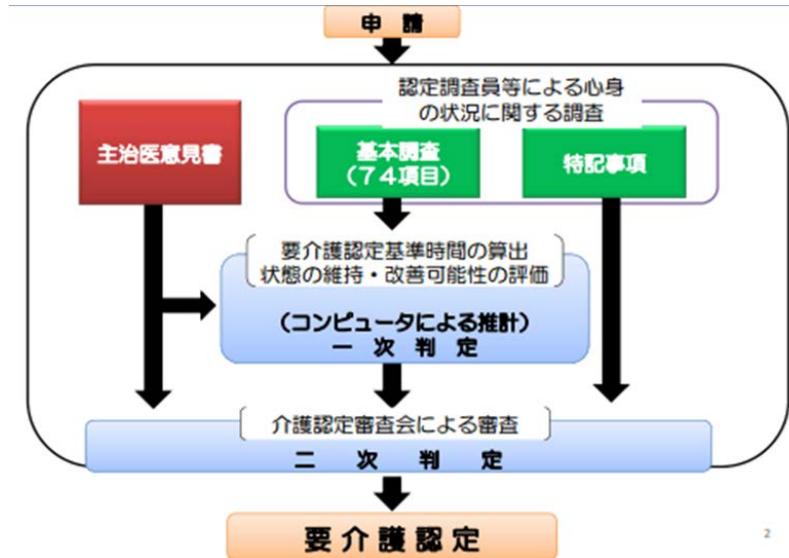
ランクBと同様、「寝たきり」に分類されるが、ランクBより障害の程度が重い者のグループであり、いわゆる bed-bound に相当する。日常生活活動の食事、排泄、着替のいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、1日中ベッドの上で過ごす。

C-1 はベッドの上で常時臥床しているが、自力で寝返りをうち体位を変える場合が該当する。

C-2 は自力で寝返りをうつこともなく、ベッド上で常時臥床している場合が該当する。

基本調査項目について

<要介護認定の流れ>



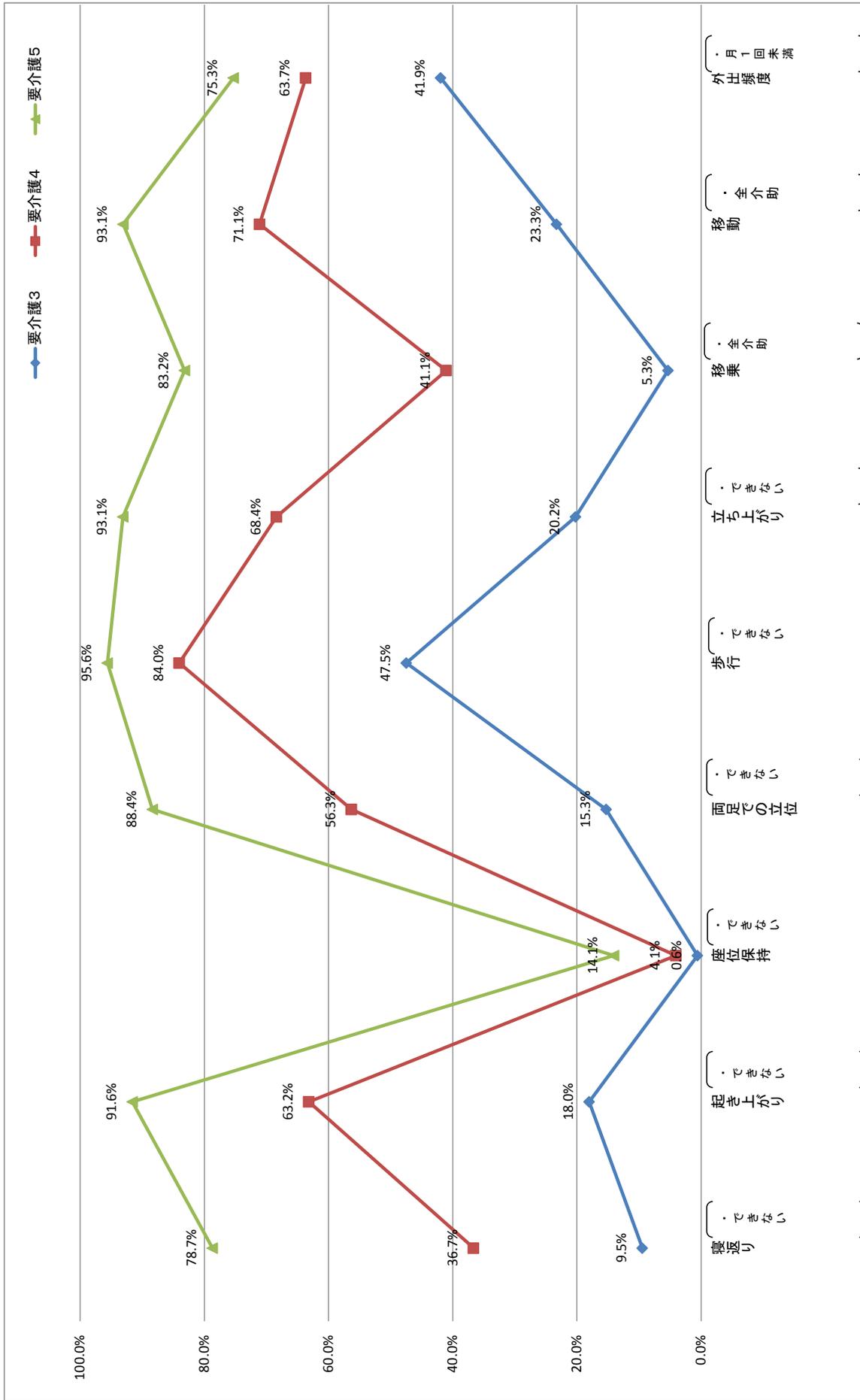
- ・市町村の認定調査員による心身の状況調査（認定調査）及び主治医意見書に基づくコンピューター判定（一次判定）を行う。
保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定（二次判定）を行う。

<基本調査項目について>

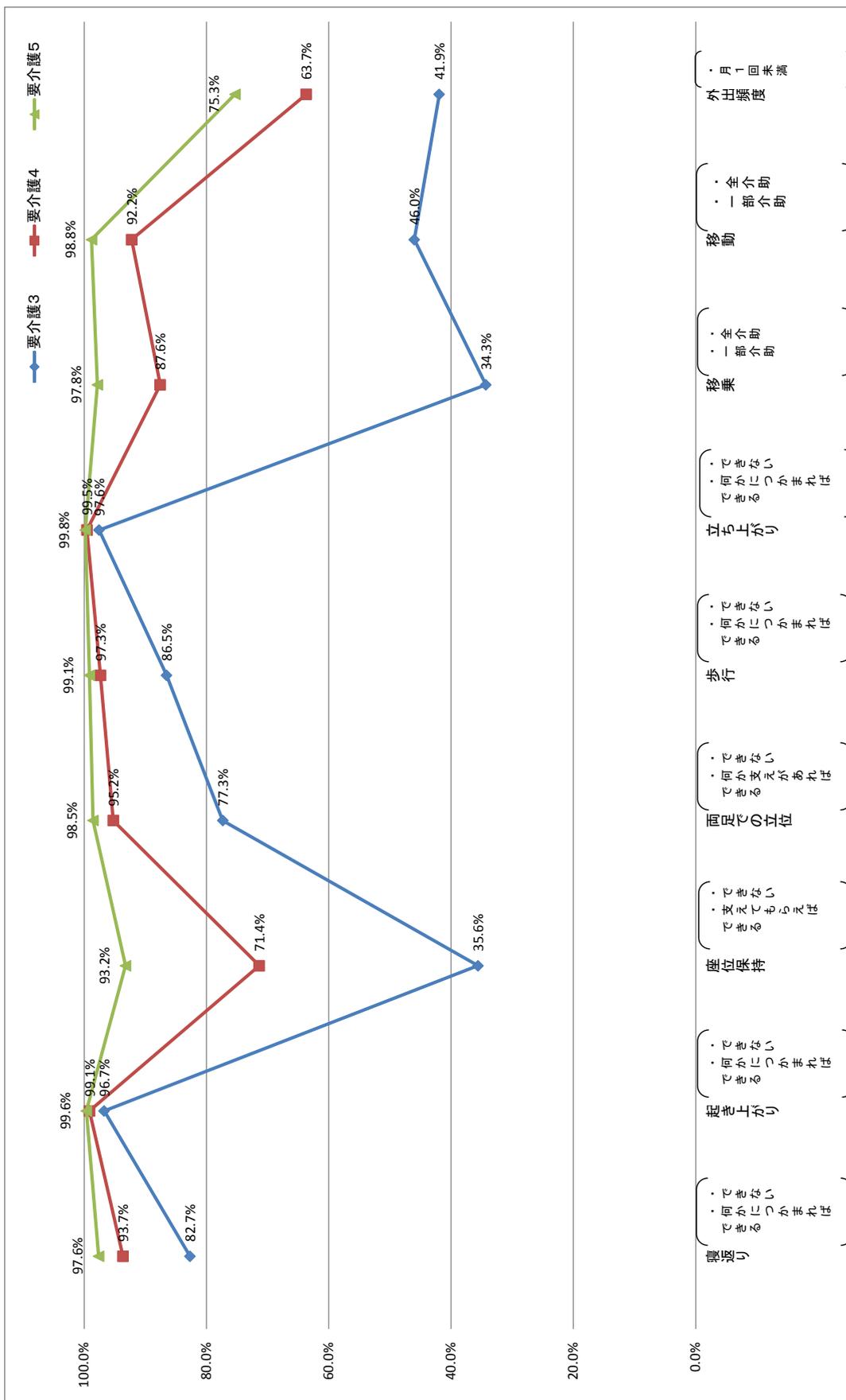
○基本調査項目

第1群	身体機能・起居動作	13項目
第2群	生活機能	12項目
第3群	認知機能	9項目
第4群	精神・行動障害	15項目
第5群	社会生活への適応	6項目
その他	過去14日間にうけた特別な医療について	12項目

要介護3～5の者の基本調査項目の結果①



要介護3～5の者の基本調査項目の結果②



- ・できない
・何かにつかまれば
できる
- ・できない
・何か支えがあれば
できる
- ・できない
・支えてもらえば
できる
- ・できない
・何かにつかまれば
できる
- ・できない
・何かにつかまれば
できる
- ・全介助
・一部介助
- ・全介助
・一部介助
- ・全介助
・一部介助
- ・月1回来満
外出頻度

要介護1～5の者の基本調査項目の結果

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総件数		65,572	49,007	36,721	35,391	29,717
認定調査項目	選択肢	選択率	選択率	選択率	選択率	選択率
寝返り	1 つかまらないでできる	45.1%	25.1%	17.3%	6.3%	2.4%
	2 何かにつかまればできる	51.2%	68.1%	73.2%	57.0%	18.9%
	3 できない	3.7%	6.8%	9.5%	36.7%	78.7%
起き上がり	1 つかまらないでできる	9.5%	4.3%	3.3%	0.9%	0.4%
	2 何かにつかまればできる	88.6%	89.9%	78.7%	35.9%	8.0%
	3 できない	1.9%	5.8%	18.0%	63.2%	91.6%
座位保持	1 できる	49.6%	32.1%	23.0%	7.8%	1.8%
	2 自分の手で支えればできる	39.0%	45.2%	41.4%	20.8%	5.0%
	3 支えてもらえればできる	11.3%	22.4%	35.0%	67.3%	79.2%
	4 できない	0.1%	0.4%	0.6%	4.1%	14.1%
両足での立位	1 支えなしでできる	61.8%	35.9%	22.7%	4.8%	1.5%
	2 何か支えがあればできる	37.5%	61.2%	62.0%	38.9%	10.2%
	3 できない	0.7%	2.9%	15.3%	56.3%	88.4%
歩行	1 つかまらないでできる	37.9%	19.7%	13.5%	2.7%	0.9%
	2 何かにつかまればできる	54.0%	57.7%	39.0%	13.3%	3.5%
	3 できない	8.2%	22.6%	47.5%	84.0%	95.6%
立ち上がり	1 つかまらないでできる	9.0%	3.3%	2.4%	0.5%	0.2%
	2 何かにつかまればできる	90.5%	93.7%	77.3%	31.2%	6.7%
	3 できない	0.4%	3.0%	20.2%	68.4%	93.1%
移乗	1 介助されていない	91.6%	70.8%	34.1%	5.0%	1.1%
	2 見守り等	7.6%	23.0%	31.6%	7.5%	1.1%
	3 一部介助	0.8%	5.9%	29.0%	46.5%	14.6%
	4 全介助	0.0%	0.2%	5.3%	41.1%	83.2%
移動	1 介助されていない	83.2%	52.0%	23.0%	2.6%	0.4%
	2 見守り等	15.4%	34.4%	30.9%	5.2%	0.8%
	3 一部介助	1.1%	9.0%	22.7%	21.1%	5.7%
	4 全介助	0.3%	4.5%	23.3%	71.1%	93.1%
外出頻度	1 週1回以上	62.5%	55.3%	37.9%	20.2%	13.5%
	2 月1回以上	21.1%	21.5%	20.2%	16.2%	11.1%
	3 月1回未満	16.4%	23.2%	41.9%	63.7%	75.3%

※介護保険総合データベース(平成28年12月15日時点)より集計

※二次判定日が平成28年度11月(平成28年11月1日～平成28年11月30日)のものを対象に集計

※取下区分が「認定申請有効」のデータのみ集計

※処理区分が「通常」のデータのみ集計

郵便等投票における公正確保について

- 郵便等投票については、投票管理者や立会人がいない中で投票を行うため、公正確保を図ることは重要。そのため、
- ① 郵便等投票証明書を交付し、これを提示して投票用紙等の請求をする、
 - ② 「同居の親族」等第三者に投票用紙を交付せず、郵便等によって確実に本人の勢力圏内に送付する、
 - ③ 自書主義をとるとともに、郵便等投票証明書の請求、投票用紙等の請求及び投票の記載の各段階で署名を求め、第三者による不正投票を防止する、
 - ④ 投票行為に対する干渉又は秘密の侵害について罰則の適用を明確にする等の措置を講じている。

<公正確保につながる現行の取組>

項目		概要
投票用紙等の請求	郵便等投票証明書の提示 (令第59条の4第1項・第4項)	○ <u>選挙に先立ち</u> 、選挙人は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証等の公的な証明書類を添付し、郵便等により不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「 <u>郵便等投票証明書</u> 」の交付を受ける(令第59条の3)。 ○ 投票用紙等の請求は、 <u>郵便等投票証明書</u> を提示して、所属地の選挙管理委員会の委員長に行う。
	本人の署名 (令第59条の4第1項)	○ 投票用紙等の交付申請は、 <u>選挙人が署名をした文書</u> によって、所属地の選挙管理委員会の委員長に行う。
	投票用紙等の郵便等による発送 (令第59条の4第4項)	○ 請求を受けた選挙管理委員会は、選挙人名簿と対照し、郵便等投票の対象者であることを確認の上、投票用紙等を当該選挙人に郵便等をもって発送する。
投票	投票用封筒の二重化 (令第59条の5) (則別記第13号様式の7)	○ 投票用封筒には内封筒と外封筒があり、選挙人は、内封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上、外封筒に入れてさらに封をする。
	本人の署名 (令第59条の5)	○ 外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、 <u>氏名欄に本人が署名</u> しなければならない。(規則の外封筒の様式では、自ら投票の記載をした旨の宣言とともに署名するものとなっている。)

<p>罰則（法第255条第2項等）</p>	<p>○ 郵便等投票については、<u>選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、投票干渉罪等が適用される。</u></p> <p>投票干渉罪（法第228条第1項）：投票所又は開票所において正当な理由がなくて選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名を認知する方法を行った者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>○ その他、<u>氏名を詐称する等詐偽の方法をもって投票し又は投票しようとした者には詐偽投票罪（法第237条第2項、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金）が適用される。</u></p>
-----------------------	--

<参考>昭和25年公職選挙法制定時の在宅投票制度の概要（第1回資料1より抜粋）

- ① 一定の重度身体障害者に限らず、疾病等のために歩行が著しく困難であることについての医師等の証明書が提出されれば可能であった。
- ② 投票用紙の請求については、本人以外に同居の親族が請求することができ、投票の記載についても、身体の故障によって自書できない場合は、代理記載も可能（選挙管理委員会への届出など一切の手續不要）であった。
- ③ 投票用紙の送付については、郵送によらず、同居の親族が提出することも可能であった。

昭和26年統一地方選挙における不正投票の事例

出典：佐藤令「在宅投票制度の沿革－身体障害者等の投票権を確保する制度－」

(国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 419 (2003年4月))

IV 昭和26年の統一地方選挙における大量の選挙違反

しかし、公職選挙法の施行から間もない昭和26年の統一地方選挙で在宅投票にまつわる大量の選挙違反が発生し、争訟の結果、選挙無効・当選無効が相次いだ。その理由及び内訳を知るために、当選の効力に関して行われた訴願に対する選挙管理委員会の裁決を見てみよう。

当選人全員の当選が無効となった広島市議会議員選挙における広島県選挙管理委員会の訴願裁決によると、不正投票は少なくとも632票にも及び、その内訳は次のとおりである⁵。

① 選挙人と全然意志の連絡がなく選挙人の知らない間に投票が行われたもの	49票
② 選挙人から一応投票の手続の依頼を受けたが、投票用紙等の請求から投票の提出までの一連の投票行為を選挙人が知らない間に行ったもの	168票
③ 投票用紙の請求又は投票の提出を選挙人の同居の親族でない者が行ったもの	306票
④ 選挙人が文盲であるにもかかわらず他人が投票の記載をしたもの ⁶	134票
⑤ 選挙人の現住しない場所において他人が投票の記載をしたもの	30票
⑥ 同一選挙人の投票が二重に行われたもの	3票
⑦ 法第49条第3号に掲げる事由（疾病・負傷・妊娠・不具・産褥のため歩行が著しく困難な者）に該当しないのに令第58条第1項の規定によって投票（在宅投票）したもの	3票

(2種類以上の違反が重複するものあり)

参照条文

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（不在者投票）

第四十九条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

- 2 選挙人で身体に重度の障害があるもの（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるものをいう。）の投票については、前条第一項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。
- 3 前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第六十八条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）をして投票に関する記載をさせることができる。
- 4～9 （略）

（投票干渉罪）

第二百二十八条 投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。次条及び第二百三十二条において同じ。）又は開票所において正当な理由がなくして選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）を認知する方法を行つた者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

- 2 法令の規定によらないで投票箱を開き、又は投票箱の投票を取り出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(選挙犯罪の煽動罪)

第二百三十四条 演説又は新聞紙、雑誌、ビラ、電報、ポスターその他いかなる方法をもつてするを問わず、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十五条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十一条又は第二百三十二条の罪を犯させる目的をもつて人を煽動した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第二百三十七条 選挙人でない者が投票をしたときは、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 氏名を詐称しその他詐偽の方法をもつて投票し又は投票しようとした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

4 (略)

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第二百五十五条 (略)

2 第四十九条第二項の規定による投票については、選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、第二百二十八条第一項及び第二百三十四条中同項に係る部分の規定を適用する。

3～5 (略)

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

（身体障害者、戦傷病者又は要介護者であるもので政令で定めるもの）

第五十九条の二 法第四十九条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者については、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫若しくは肝臓の障害若しくは移動機能の障害（以下この条において「両下肢等の障害」という。）の程度が、両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害にあつては一級若しくは二級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害にあつては一級若しくは三級、免疫若しくは肝臓の障害にあつては一級から三級までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第九条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第五十九条の三の二第一項第一号及び第四百四十七条第一項第三号において「中核市」という。）の長が書面により証明した者
- 二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者については、同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に、両下肢等の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害にあつては恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸若しくは肝臓の障害にあつては同表の特別項症から第三項症までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）第五条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者
- 三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者については、同法第十二条第三項の被保険者証に要介護状態区分が要介護五である者として記載されている者

（郵便等投票証明書）

- 第五十九条の三 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名（点字によるものを除く。第五十九条の三の三第二項、第五十九条の四第一項及び第二項、第五十九条の五、第五十九条の五の二、第六十五条の十一第一項並びに第六十五条の十二第一項において同じ。）をした文書をもつて、法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当する旨の証明書（以下「郵便等投票証明書」という。）の交付を申請することができる。
- 2 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、前項の規定による申請を次条第二項の規定による申請と併せて行う場合には、前項の規定にかかわらず、同項の文書に署名をすることを要しない。

- 3 第一項の文書には、次の各号に掲げる選挙人の区分に応じ、当該各号に定める文書を添えなければならない。
- 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳又は前条第一号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面
 - 二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者 同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳又は前条第二号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面
 - 三 介護保険法第七条第三項に規定する要介護者 同法第十二条第三項の被保険者証
- 4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、当該申請をした者に対して、郵便等投票証明書を郵便等をもって交付しなければならない。
- 5 郵便等投票証明書の交付を受けた者は、法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当しなくなつた場合、他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該郵便等投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合には、直ちに当該郵便等投票証明書をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、郵便等投票証明書の有効期間その他郵便等投票証明書に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載の申請等)

第五十九条の三の二 法第四十九条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者であつて、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が一級である者として記載されている者又は上肢若しくは視覚の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令第九条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長が書面により証明した者
 - 二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者であつて、同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症までである者として記載されている者又は上肢若しくは視覚の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令第五条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者
- 2 法第四十九条第三項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、文書をもって、同項に規定する選挙人に該当する旨を郵便等投票証明書に記載することを申請することができる。

- 3 前項の文書には、郵便等投票証明書及び次の各号に掲げる選挙人の区分に応じ当該各号に定める文書を添えなければならない。
 - 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳又は第一項第一号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面
 - 二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者 同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳又は第一項第二号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面
- 4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、当該申請をした者の郵便等投票証明書に同項に規定する選挙人に該当する旨の記載をしなければならない。
- 5 前項の規定により郵便等投票証明書に法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人は、同項に規定する選挙人に該当しなくなつた場合には、直ちに、郵便等投票証明書を添えて、文書でその旨を当該記載をした市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出て、当該郵便等投票証明書に当該該当しなくなつた旨の記載を受けなければならない。
- 6 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前二項の規定による記載をした場合においては、第二項の規定による申請をした者又は前項の規定による届出をした者に対して、当該郵便等投票証明書を郵便等をもつて送付しなければならない。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の四 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

- 2 第五十九条の三の二第四項の規定により郵便等投票証明書に法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人(第五十九条の三の二第五項の規定による記載を受けているものを除く。)は、前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しようとする場合には、同項の規定にかかわらず、当該郵便等投票証明書に記載されている代理記載人となるべき者をして同項の文書に、当該選挙人の署名に代えて、当該選挙人の氏名を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人となるべき者は、当該文書に署名をしなければならない。
- 3 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者が第一項の規定による請求をする場合には、同項の選挙管理委員会の委員長に、引続居住証明書類を提示しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者にあつては、併せて、前項の規定により提示された引続居住証明書類について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

（郵便等による不在者投票の方法）

第五十九条の五 前条第四項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日以後、その現在する場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称。次条において同じ。）を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、並びに投票用封筒の表面に署名をし、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記して、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該選挙人が属する投票区の投票所（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票所）を閉じる時刻までに第六十条第二項の規定による投票の送致ができるように、郵便等をもって送付しなければならない。

○公職選挙法施行規則

第十二号様式の七（郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の五関係）（昭和十九年法律四十五・選挙区別五八・選挙七・平元
 皇令二六・平六皇令四二・平七皇令三三・平二〇皇令二・平二五皇令五五・平二五皇令二四四・二部定）

外封筒（令第五十九条の四第一項の規定により請求を受けた場合）

表	<p>郵便等による不在者投票 (外封筒)</p> <p>投票記載年月日 平成何年何月何日 投票記載場所 都(道府県) 何郡(市) 何町(村) 何番地 右の年月日及び場所において自ら投票の記載をいたし ました。</p> <p>投票者 氏名</p> <p>注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。</p>
---	--

裏	<p>都(道府県)(市) (区)(町)(村)選 挙管理委員会 印</p>
---	---

外封筒（令第五十九条の四第二項の規定により請求を受けた場合）

表	<p>郵便等による不在者投票 (外封筒)</p> <p>投票記載年月日 平成何年何月何日 投票記載場所 都(道府県) 何郡(市) 何町(村) 何番地 右の年月日及び場所において次の代理記載人をして投 票の記載をさせました。</p> <p>投票者 氏名 代理記載人 氏名</p> <p>注意 投票者欄には、選挙人の氏名を記載してください。ま た、代理記載人欄の氏名は、代理記載人が必ず自分で書い てください。</p>
---	--

裏	<p>都(道府県)(市) (区)(町)(村)選 挙管理委員会 印</p>
---	---

内封筒

表	<p>(内封筒)</p> <p>注意 この封筒には、何も記載しないでください。 この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上 外封筒に入れて更に封をしてください。</p>
---	--

裏	
---	--

備考

- 外封筒に押すべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印については、第五号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考四及び五に準ずる。
- 外封筒の表面には、投票区名その他必要と認める事項を自由に記載することができます。

（不在者投票）

第四十九條 選挙人で左に掲げる事由に因り選挙の当日自ら投票所に行き投票をすることができない旨を証明するものの投票については、第四十二條（（選挙人名簿の登録と投票）第一項但書、第四十四條（（投票所における投票））、第四十五條第一項（（投票用紙の交付））、第四十六條第一項（（投票の記載事項及び投函））、第五十條（（選挙人の確認及び投票の拒否））及び前條の規定にかかわらず、政令で特別の規定を設けることができる。

- 一 選挙人がその属する投票区のある郡市の区域外（選挙に係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外）において職務又は業務に従事中であるべきこと。
- 二 前号に掲げるものを除く外、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区のある郡市の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。
- 三 前号に掲げるものを除く外、選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具若しくは産褥にあるため歩行が著しく困難であるべきこと又は監獄若しくは少年院に収容中であるべきこと。

（投票用紙及び投票用封筒の請求）

第五十條 選挙人は、法第四十九條（不在者投票）に掲げる事由に因つて選挙の当日自ら投票所に行つて投票をすることができないと認められる場合においては、選挙の期日の公示又は告示があつた日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便をもつて、その旨を証明して、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求することができる。

2 前項の請求をする者は、その現に職務若しくは業務に従事し、旅行し、若しくは滞在している地の市町村において投票をしようとする場合、船舶、病院、監獄、代用監獄若しくは少年院において投票をしようとする場合又はその現在する場所において投票の記載をしようとする場合においては、同項の請求をする際に、同項の選挙管理委員会の委員長に対し、その旨を申し立てなければならない。

3 （略）

4 疾病、負傷、妊娠若しくは不具のため、又は産じよくにあるために歩行が著しく困難であるべき選挙人は、その現在する場所において投票の記載をしようとする場合においては、同居の親族によつて、第一項の選挙管理委員会の委員長に対し、文書をもつて同項の請求及び前二項の申立をすることができる。

5・6 （略）

（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書）の交付）

第五十三條 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十條第一項、第四項又は第五項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合においては、直ちにその選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して、その請求をした選挙人が法第四十九條各号に掲げる事由の一に因つて選挙の当日自ら投票所に行つて投票をすることができないと認めるときは、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに左の各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五十條第一項の場合にあつては、選挙人に直接に交付し、又は郵便をもつて発送する。

二 第五十條第四項の場合にあつては、同居の親族に交付する。

三 第五十條第五項の場合にあつては、当該不在者投票の投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便をもつて発送する。

2 選挙管理委員会の委員長は、第五十條第二項又は第四項の規定によつて他の市町村又は選挙人の現在する場所において投票又は投票の記載をしようとする旨の申立を受けた場合においては、その申立をした選挙人について、氏名、選挙人名簿の調製期日における住所及び生年月日並びに職務若しくは業務及び其の職務若しくは業務に従事中である地、旅行中若しくは滞在中であるべき地、船舶、病院、監獄、代用監獄若しくは少年院の名称又は選挙人の現在する場所を記載した不在者投票証明書を作製し、これを封筒に入れて封を

し、封筒の表面に不在者投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に署名して印をおし、これを前項の投票用紙及び投票用封筒とともに、選挙人又はその同居の親族に交付し、又は郵便をもって発送しなければならない。

3 (略)

4 第一項第二号又は第三号に掲げる者は、投票用紙及び投票用封筒並びに不在者投票証明書（第一項第三号に掲げる者の場合を除く。）を受け取った場合においては、直ちにこれを選挙人に渡さなければならない。

（選挙人の現在する場所における不在者投票の方法）

第五十八條 法第四十九條第二号又は第三号に規定する事由に該当する者で、疾病、負傷、妊娠若しくは不具のため、又は産じよくにあるために歩行が著しく困難であるべきことを理由として投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人（第五十五條第二項各号に掲げる選挙人を除く。）は、その現在する場所において投票の記載をしようとする場合においては、前二條の規定にかかわらず、投票用紙に自ら当該選挙の候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面にその者の氏名並びに投票の記載の年月日及び場所を記載し、更にこれを不在者投票証明書の入っている封筒とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に署名し、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、選挙の期日の前日までに到達するように郵便をもって送付し、又は同日までに同居の親族によつて提出させなければならない。

2 (略)

第十一号様式（令第五十三條第一項及び第五十四條第二項の規定による不在者投票用封筒様式）

表

不在者投票 都(道府県) (市)(区) (町)(村) 選挙管理委 員会印	投票記載年月日 昭和何年何月何日 投票記載場所 都(道府県)何郡(市)何町(村)何番地(町)何番地 選挙人氏名 選挙人の何々の故障により左の者が かわつて記載したものである。 住所 都(道府県)何郡(市)何町(村)何番地(町)何番地 代理記載人氏名
---	--

裏

投票年月日 昭和何年何月何日 投票場所 何の場所 不在者投票管理者 都(道府県)何郡(市)(区)何町(村)選挙管理委員会 委員長(何、船長(何、病院長)(何、刑務所長、警察署 長、少年院長) 立会人 氏名	交付の年月日 昭和何年何月何日 投票年月日 昭和何年何月何日 何日執行の何選挙 の場所 投票場所 何 船員の属する投票区のある市町村名都(道府県) 何郡(市)何町(村) 不在者投票管理者 都(道府県)何郡(市)(区)何町(村)選挙管理委 員会委員長(何、船長) 立会人 氏名
---	--

備考

- 一 封筒の表面の選挙人及びその氏名以外の事項は、令第五十六條第四項及び第五十八條第二項の場合に限り記載するものとする。但し、令第五十六條第四項の場合においては、投票記載年月日及び投票記載場所は記載することを要しない。
- 二 不在者投票管理者は、令第五十六條第三項の規定による代理投票の仮投票については、不在者投票用封筒の表面に仮投票である旨をあわせて記載し、印をおさなければならぬ。
- 三 封筒におすべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印については、第五号様式(投票用紙様式)の備考四に準ずる。